

## 阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理について

〔2025(令和7)年3月31日現在〕

2019（平成31）年4月に策定した阪南市人権施策推進基本計画（以下、「本計画」という。）では、本計画の基本理念である「すべての人が、かけがえのない存在として尊重される人権文化豊かなまち」を実現するために施策の基本的方向として取り組むべき主要課題を定めました。本計画に基づく施策について、人権施策の着実な推進を確保するため、毎年進捗状況の自己評価を行ったうえで、各事業の実施状況・目標の達成状況を、阪南市人権擁護に関する審議会に報告を行うとともに、その評価および本計画の進捗状況を市民に分かりやすく公表することとしています。2024（令和6）年度の事業の実施状況についてまとめました。

※取り組むべき主要課題（取組の優先順位を示すものではありません）

- (1) 男女共同参画に関する課題
- (2) 子どもに関する課題
- (3) 高齢者に関する課題
- (4) 障がいのある方に関する課題
- (5) 同和問題（部落差別）
- (6) 外国人に関する課題
- (7) 感染者などに関する課題
- (8) 情報化社会における人権課題
- (9) 性的マイノリティに関する人権課題
- (10) 上記以外の人権課題

### I. 数値目標(活動指標)による進行管理(資料3)

本計画の達成を着実にするため、推進主体を明確にし、可能な限り数値目標を設定し、年度ごとの評価と進捗管理を行うため、33の指標37項目を設定しています。

次頁の「阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理」において、数値目標と現状値等を載せており、前年度と比較して施策目標に近づいた矢印が上向きは33指標37項目中16項目。特に9指標目、介護保険課の取組み「介護予防教室延参加者数」は参加者が22,853人となり大きく増加しました。矢印が下向きは33指標37項目中12項目です。前年度と比較して変動なしは9項目です。また、21指標目、人権推進課による取組「人権に関する啓発活動への参加者数」については、999人となり、昨年786人を大きく上回りました。

## **Ⅱ. 重点項目の推進**

本計画の実効性を高めるために、以下の3点を重点項目として設定し、取り組みを進めています。

### **ア 性的マイノリティについての認知度の向上**

- 1) 市民対象人権啓発講座で人権課題として啓発しました。また、多様な性のあり方が存在することを当たり前のこととし、誰もが自分らしく生きることのできるまちの実現をめざし「多様な性について考えよう」をテーマにした記事を広報誌に掲載しました。
- 2) 性的マイノリティの子どもたちが安心して学校園生活を送れるよう、校園長会で学校園に指導を行いました。また、校種間異動での引継ぎ時に、衣服等の配慮等について、性の多様性の観点をもって伝えました。
- 3) 市内小・中学校においては、標準服・制服の在り方の見直しが進み、市立中学校すべてで標準服が見直され、ズボン・スカートが選択できる様になりました。
- 4) 性的マイノリティの方にとって性自認と一致しない性別を選択記入することは強い心理的負担であると考え、各種届出書等の調査を行い令和4年度より順次、性別欄の排除・見直しを行っています。

### **イ 私たちを取り巻く人権課題についての教育・啓発**

市民対象人権啓発講座（職員研修含む）ヒューマンライツセミナーや人権を考える市民の集い、女と男のハートフル講座や人権行政推進委員研修会などを開催し、日々子どもたちに接する保護者や教職員、保育士が身近にあるさまざまな人権課題についての教育・啓発、知識や理解を深める取り組みをしました。

市民対象人権啓発講座（職員研修含む）

ヒューマン ライツセミ ナー	7/23(火)	アンコンシャス・バイアスとは？ ～当たり前を疑う～ ➡みんなの人権	渡邊 毅 (穀雨企画室代表)	112 人
	8/9(金)	講演会&映画 「心のバリアフリー」 ～誰もが幸せな社会に～ 映画：「桜色の風が咲く」 ➡障がい者の人権	金澤 利昭 (阪南市聴覚障がい者協会)	121 人
	8/23(金)	「認知症の理解」 ～認知症の人が安心な社会は、すべて の人にとって安心な社会～ ➡高齢者の人権	杉原 久仁子 (認知症の人とみんなのサポー トセンター桃山学院大学社会学 部ソーシャルデザイン学科)	132 人
人権を考え る市民の集 い	12/1(日)	【第1部】 うたとピアノの体感わくわくコンサ ート～親子でいっしょに知って、感じて、 考える～➡平和について 映画：拉致被害者啓発アニメ映画「めぐ み」➡北朝鮮拉致被害者 【第2部】 映画：「母と暮らせば」➡平和について	目 華子 (ピアニスト) 大垣 加代子 (メゾソプラノ)	520 人
ハートフル 講座	10/1(火)	・機関紙「大阪通信」で出会った言葉 ・世界の今、厳しい環境下の子どもたち ➡子どもの人権	近藤 敦子 槇野 治	32 人
ハートフル 講座	10/24(木)	SDGS からみた大阪の子ども ・大阪ユニセフ協会の活動 ➡子どもの人権	舟井 美衣 堀越 善孝	47 人
みんなの人 権教室	10/19(土)	「みんなの人権教室」 ～「誰か」のことじゃない～ 【第1部】紙芝居 ～ぼくのきもち、きみのきもち～ 【第2部】人形劇 ～「きみとぼく」・「三匹の子ブタ」	主催：岸和田人権擁護委 員協議会(阪南地区) 人形劇：「クアパパ」	35 人

## 2) 人権啓発指導者の養成・資質向上の取り組み

人権推進課職員をはじめ市職員を各種講座や研修会に派遣しました。

月日	講座名他	主催者（開催地）	派遣者
R6. 6 ～R7. 1	困難な問題を抱える女性・DV被害者等の地域支援者養成講座	大阪府家庭支援課	人権推進課職員1名
R6. 7 ～R7. 1	部落解放・人権大学講座	一般社団法人部落解放・人権研究所（HRC研修室）	人権推進課職員1名
R6. 7. 31	市町村相談員等スキルアップ研修	大阪府家庭支援課	人権推進課職員1名
R6. 8～R6. 11 R	大阪府人権総合講座前期 ・人権相談員養成コース ・人権科目 科目履修	大阪府委託事業 一般社団法人部落解放・人権研究所（HRC研修室）	人権推進課職員1名
R6. 8. 22 ～8. 23	部落解放・人権大学 高野山夏季講座	一般社団法人部落解放・人権研究所（高野山大学他）	市職員3名（内1名人権推進課職員）
R6. 11. 19 ～11. 20	部落解放研究 第57回全国集会	一般社団法人部落解放・人権研究所（神戸市）	人権推進課職員1名
R7. 2. 4 ～2. 5	第39回人権啓発研究集会	一般社団法人部落解放・人権研究所（橿原市）	人権推進課職員1名
R7. 2. 3	※ウトロ地区 フィールドワーク	岸和田人権擁護委員会阪南地区（宇治市）	人権推進課職員2名

※ウトロ地区・・・この地区は1940年から日本政府が推進した「京都飛行場建設」に集められた労働者たちの飯場跡に形成された集落です。

## 3) 阪南市人権行政推進本部人権行政推進委員会委員

【令和6年度テーマ】

(5) 同和問題について

【委員会の流れ】

- ・事前に簡単なアンケートを実施
- ・大阪港湾局職員の差別発言に関する概要説明
- ・部落差別の解消の推進に関する法律に関する概要説明
- ・委員による差別発言対応マニュアルの実践
- ・実践を行った上で、疑問、気づき等をグループで議論
- ・各班からの発表及び意見の集約
- ・研修後アンケートの実施

## ウ 阪南市本人通知等制度の周知

本人通知等制度による登録者の増加が、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止につながるとの認識のもと取り組みま

した。令和4年度から登録期間（3年）を廃止しました。

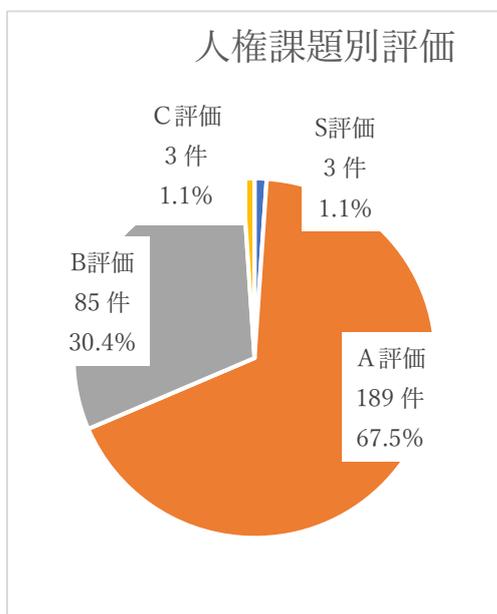
- 1) 市ホームページ及び広報誌（年2回）に掲載
- 2) 市民課記載台周辺に啓発ポスター及びステッカーの掲示
- 3) 窓口封筒へ本制度内容を掲載
- 4) 転入者に配付する書類の中に本制度の登録申請書を同封
- 5) 庁内ネットワークを通じて、全職員への制度周知及び登録勸奨の実施
- 6) 人権推進課主催の研修、セミナー開催時に本制度の案内配布
- 7) 制度案内チラシについて、はなてい等市のキャラクターを記載し親しみやすいものへ変更
- 8) はたちの集いにおいて本制度登録の案内配布

### Ⅲ. 2024(令和6)年度事業別実施(進捗)状況報告【総括】(資料1)

10課題のうち、9課題、280事業について各関係所管課が「2024年度実施実績」  
「担当課評価」の進捗管理に取り組みました。

担当課評価は「SABC」の4段階で、S評価は3件、A評価は189件、B評価は85件となり、A評価が増加し、B評価は減少しました。C評価は前年の1件から3件に増加しました。

2023年人権課題別評価						2024年人権課題別評価					
	S評価	A評価	B評価	C評価	事業数	S評価	A評価	B評価	C評価	事業数	
(1)男女共同参画に関する課題	1	24	35	0	60	0	32	28	0	60	
(2)子どもに関する課題	1	40	6	0	47	1	40	5	1	47	
(3)高齢者に関する課題	1	23	24	1	49	2	29	17	1	49	
(4)障がいのある方に関する課題	0	38	15	0	53	0	41	11	1	53	
(5)同和問題(部落差別)	0	19	7	0	26	0	18	8	0	26	
(6)外国人に関する課題	0	9	7	0	16	0	8	8	0	16	
(7)感染者などに関する課題	0	7	0	0	7	0	5	2	0	7	
(8)情報化社会における人権課題	0	10	0	0	10	0	8	2	0	10	
(9)性的マイノリティに関する人権課題	0	8	4	0	12	0	8	4	0	12	
合計	3	178	98	1	280	3件	189件	85件	3件	280件	



#### <凡例>

S評価: アウトプット(活動目標数値)+アウトカム(成果目標)ともに達成できた。(取組方針どおり、事業が達成できた)

A評価: アウトプット(活動目標数値)は80~100%達成できたが、アウトカム(成果目標)は達していない。

B評価: 概ね達成できた(取組方針どおり、事業が60~80%達成できた)

C評価: 達成できなかった

## 男女共同参画に関する課題

人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく「固定的性別役割分担意識」は、男女共同参画社会の実現に向けた大きな障がいの一つとなっています。「固定的性別役割分担意識」の解消や誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、次の3つについて重点的に取り組みました。

### ア) あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

審議会等の女性委員の比率については、審議会等33.5%（令和5年度：35.7%）、委員会等14.7%（同値：20.6%）となっており、さらなる推進のためB評価としています。また、教育委員会の取組「管理職への女性教員登用の推進」について20.8%の管理職が女性教員となっております。

働き方改革を推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに努め、育児休業等にかかる制度の周知や所属職場との連絡体制の確保等により、育児休業等の取得及び休業からの職場への円滑な復帰を支援し、キャリア形成の見通しを容易にすることで管理職への女性職員登用の推進に取り組みました。

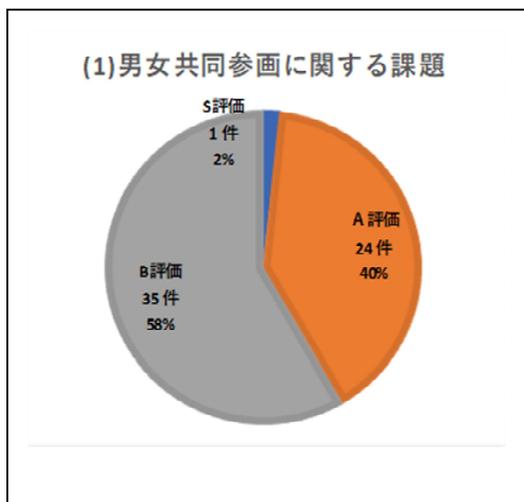
### イ) 個人の人権が尊重される社会づくり

本市は、2012年の「阪南市DV根絶宣言」により、DVをはじめとするあらゆる虐待の根絶に取り組んでいくことを全国に向けて発信しています。また、11月の女性に対する暴力をなくす運動週間における取組では、街頭啓発・パープルリボンツリー・のぼり・懸垂幕の設置、公用車への啓発ステッカー貼付、啓発講座や女性のための弁護士相談の開催、広報誌や市ウェブサイトへの啓発記事の掲載等を実施しました。

### ウ) すべての世代への男女共同参画意識の浸透

男女共同参画の社会の実現に向けた大きな障害の一つとなっている「固定的性別役割分担意識」の解消に向け「当たり前を疑う」をテーマとしたヒューマンライツセミナーを開催しました。また、各種チラシやリーフレットの配布を行いました。

毎月発行している広報はんなりや本市ウェブサイト等の公的な情報発信媒体を利用する際は、固定的な性別役割分担意識を伝達されるような表現やイラスト使用がされないことがないよう、複数人で確認しました。



事業に対する各所管課の自己評価については、A評価が昨年より多くなりました。「意思決定の場への女性の参画の拡大」「雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり」、「男女共同参画の意識づくり」の項目でB評価が多く、「あらゆる暴力の根絶」「こどもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり」はA評価が多い傾向です。

## (2)子どもに関する課題

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4本の柱からなり、家庭や社会生活のあらゆる分野で、子どもの最善の利益が優先されるように社会全体で努力する必要性を明記しています。「子どもの権利条約」を現実のものとしていくには、権利の主体である子どもの参画を進めるとともに、学校、家庭、地域など子どもたちに関わるすべての環境で子どもの人権を守り、次代を担う子どもが健やかに育つ社会を実現することが重要であるため、次の4つについて取り組みました。

### ア) 子どもの人権の尊重

子どもたちのその健やかな成長を社会全体で支えていくために「阪南市子どもの権利に関する条例」を制定しました。

### イ) 子どもの頃からの人権教育・保育の推進

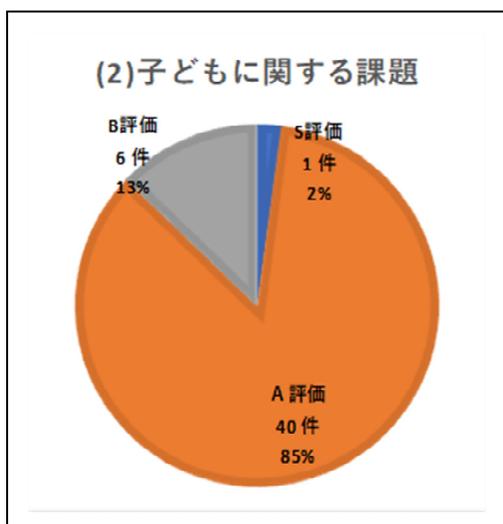
阪南市人権擁護委員等による人権教室を開催しました。また、就学前施設では人権について考える機会の創出に向け、絵本等の視覚教材を活用するなど、発達段階に応じた教育・指導に取り組みました。

### ウ) 子どもの人権侵害の防止と子どもの支援体制

保育所、幼稚園、小中学校におけるいじめの予防、早期発見、早期解決の取組として、小学校で338件（昨年305件）、中学校で80件（昨年47件）のいじめを認知し、各学校で対応しました。教育相談は電話相談と面談相談を含め、合計192件（昨年170件）の相談に対応しました。令和4年6月よりこども支援課内に子ども家庭総合支援拠点を設置し、18歳未満の児童及びその家庭、また妊産婦に対する継続的な支援に向けて周知を図りました。

### エ) 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

ファミリー・サポート・センターは、育児のサポートを受けたい人（利用会員）とサポートを行いたい人（協力会員）に会員登録してもらい、ペアリングすることで子育てを支援しています。ペアリングの実績は、令和6年度の成立は、78%でした。



事業に対する各所管課の自己評価については、本課題ではS評価が2%、A評価が85%と多く、ついでB評価が13%と良い評価が多く、S評価は「支援体制の充実」でした。障がい児施策において、保護者の経済的負担の軽減につながる施策（特別支援教育就学奨励費の支給）がありました。

### (3) 高齢者に関する課題

急速な超高齢・人口減少社会の到来により、高齢化が進展しています。令和5年9月末時点で人口は50,934人うち高齢者人口が、17,512人、高齢化率は34.4%となっており、将来推計では令和22年には高齢化率が45.8%と上昇することが見込まれています。

高齢者の年齢や心身の状況に関わらず、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域ケアシステムの実現をめざし、高齢者がその能力に応じ主体性をもって安心して生活をするように、高齢者の意思及び自己決定を最大限に尊重する視点に立った体制の整備やきめ細かな施策の推進を図るため、次の5つについて取り組みました。

#### ア) 高齢者の人権の尊重

地域包括支援センターにおいて高齢者虐待、権利擁護の相談援助を行いました。令和6年度相談件数は11,529件（昨年9,739件）でした。

#### イ) 我が事・丸ごとの地域共生社会の実現

高齢者にやさしい安全なまちづくりの充実として、令和3年度からコミュニティバスはノンステップバスを導入し令和6年度の利用者数は164,395人（昨年は156,732人）でした。また、校区地区福祉委員会が中心となり、サロンや個別支援活動の実施など、きめこまかな地域福祉活動が展開されています。さらに、身近な場所での居場所づくりやその居場所を活かした活動の展開が図られています。

#### ウ) 高齢者の自立促進と生きがい活動の充実

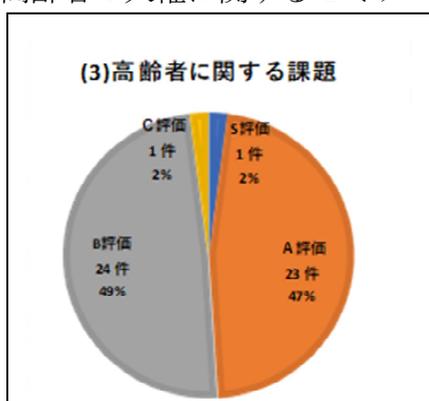
老人クラブについては、高齢に伴い、病気等で退会する人が増加し、新規会員がいるものの横ばい状態です。また若い世代の加入者が増えない現状があり、会員の事務負担も増加しています。外部化において、社会福祉協議会と協働で事務局の運営を行いました。

#### エ) 利用者本位の介護サービスの充実

在宅医療・介護連携体制の構築において、泉佐野泉南医師会及び地域包括支援センターとの連携で、地域の医療・福祉資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進、情報共有、相談事業、研修事業などを行いました。

#### オ) 高齢者や超高齢社会への理解を深めるための普及・啓発の推進

「認知症の人が安心な社会は、すべての人にとって安心な社会」をテーマとした高齢者の人権に関するセミナーを開催し、132人が参加しました。



事業に対する各所管課の自己評価については、「地域福祉活動の充実」、「高齢者の尊厳の保持」でS評価がありました。C評価は地域ケア会議の強化に関する施策です。

#### (4)障がいのある方に関する課題

障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自己決定に基づき社会参加する主体として自己実現できるよう、地域の中でともに自立し支え合う※インクルーシブな社会の実現が求められています。そのために、雇用・就労、社会参加の促進、保健・福祉・医療の充実、文化活動の推進など、ライフステージに即した障がい児・者の福祉施策を総合的に推進するとともに、障がいの有無に関わらず、すべての市民が人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加できるよう、市民への周知啓発にも積極的に行うため、次の5つについて取り組みました。

※インクルーシブ教育・・・国籍や人種、宗教、障がいの有無などにかかわらず、すべての子どもが同じ場で学び合えることをめざした教育

##### ア) 人権侵害の防止と権利擁護の充実

身体拘束や虐待の防止に向けた取組では、虐待通報22件（昨年13件）全件を虐待として認定し、対応しました。

##### イ) 障がい児・者の自立支援と社会参加の推進

障がい児・者スポーツ、文化芸術活動の振興において、教室を設定し、各種の運動経験を広げることにより、障がい者（児）の体力の向上に役立てるとともに、障がい者（児）及び保護者同士の交流の推進を目的に、年間6回実施し、延べ100人（昨年106人）の参加がありました。

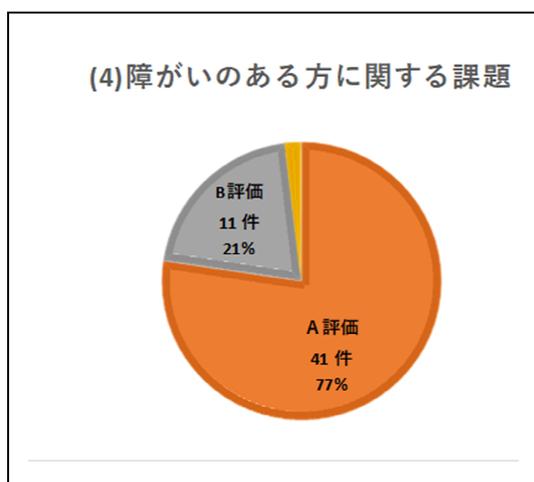
##### ウ) だれもが住みやすい地域共生のまちづくりの推進

くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）では登録者の名簿一覧及び地図の名簿更新したものを各校区地区福祉委員会、民生委員、名簿情報提供に係る協定締結の自治会・自主防災組織に提供し、情報を共有しました。

令和6年度 1,379人(昨年1,389人)

##### エ) インクルーシブ教育・保育システムの構築

55人（昨年56人）の子ども支援員を学校園へ配置し必要な支援を行い、支援学校の教員を招いて相談会を2回開催しました。また、各学校園において、個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりの障がいに応じた指導に活用しました。



事業に対する各所管課の自己評価については、障がい児・者の権利擁護に関する普及について、心のバリアフリーをテーマにした研修を開催し、広く周知を行ったことからA評価でした。ピアカウンセリングは、相談者の不安の解消や情緒安定、障がいや病状の理解に関することなど、当事者としての対応助言がAと評価されています。相談件数7件（昨年度実績16件）

## (5) 同和問題（部落差別）

平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在する」と明記されるとともに、相談体制の充実等について定めることにより、国及び地方公共団体の責務が明らかとなりました。同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、現在でも日常生活の上で差別を受けるなど日本固有の人権問題です。同和問題の解決や差別意識の解消に向け、次の2つについて重点的に取り組みました。

### ア) 差別意識の解消に向けた人権教育の推進及び イ) 差別意識の解消に向けた人権啓発の推進

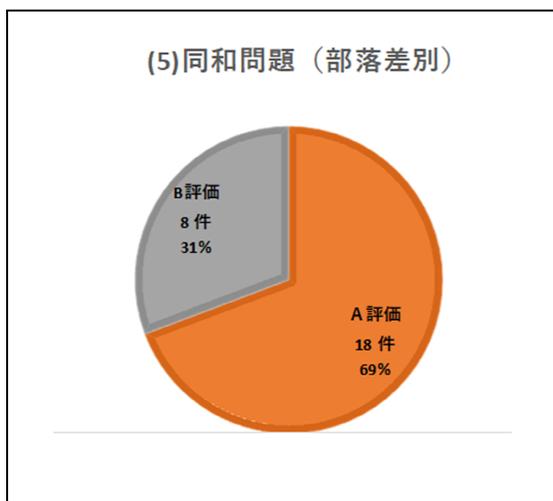
阪南市人権行政推進委員を対象に同和問題に関する研修を実施しました。

また、市職員における人権・同和教育のリーダーの育成として、人権推進課職員1名が「部落解放・人権大学講座」受講、人権推進課職員を含む3名が「部落解放・高野山夏期人権講座」参加、「部落解放全国大会」「部落解放研究大会」へ人権推進課職員が参加しました。

### イ) 人権が尊重された人権文化のまちづくり

人権侵害の早期発見と適切な対応のために各種相談体制の充実と、職員の専門性確保のため大阪府認定人権擁護士2名を配置しています。

また、人権施策の推進のため「阪南市人権施策推進基本計画」の進捗管理を行い外部組織「阪南市人権擁護に関する審議会」で意見を求めました。



事業に対する各所管課の自己評価については、阪南市人権行政推進委員を対象に大阪港湾局職員の差別発言の概要確認を含めた、同和問題に関する研修を実施することで、差別意識の解消について考える機会を創出したことをA評価にしています。

## (6)外国人に関する課題

本市の外国人住人は本計画策定時の2018（平成30）年9月末時点で327人います。また、国内では、国際化が進んできたことによって、さまざまな国籍の外国人が幅広い分野の職業に従事し、留学生や外国人旅行者も多数来日しています。

「入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、2019（平成31）年4月から外国人労働者の受け入れ拡大が進む中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、多様性を受け入れ、対等な関係を築くとともに国際的視野にたって一人ひとりの人権を尊重し、社会の構成員としてともに生きていく「多文化共生」社会を築いていくことが必要です。ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざした施策を推進するため、次の2つについて取り組みました。

### ア) 多文化共生社会の実現に向けた教育・啓発の推進

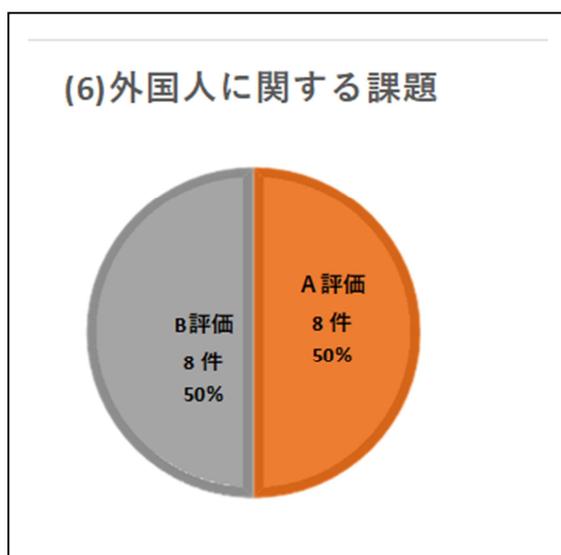
多文化共生事業の推進において、公民館で日本語を学習している外国人による日本語発表会の実施により、国際交流活動への理解促進を促すとともに、文化交流を啓発する交流事業の実施において、1月19日に「日本語発表会」を開催。市内で日本語を学ぶ外国人の方による日本語発表会およびクラブ員や学習者による交流会、演奏会を実施しました。

令和6年度 参加者数152人（学習者51人、指導者54人、その他47人）

令和5年度 参加者数132人（学習者47人、指導者34人、その他51人）

### イ) 在住外国人の生活支援

言語でのコミュニケーションが円滑となるよう、翻訳ツールアプリを活用した相談体制を整備し、多言語での生活情報の提供、相談窓口の充実、日本語学習の支援、多言語進路ガイダンスの開催、「やさしい日本語」の推進をしました。



事業に対する各所管課の自己評価については、「相談窓口の充実」福祉部に「くらし丸ごと相談室」など市民の方と接するところでのA評価が多くみられました。

## (7)感染者などに関する課題

H I Vやハンセン病などの感染者に関する人権課題については、正しい知識の普及啓発の取り組みが必要です。

新型コロナウイルス感染症や振興感染症の発生・まん延時においては、当該患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族等の人権が尊重されるよう、当該感染症に関する広報その他の啓発活動の実施が重要です。

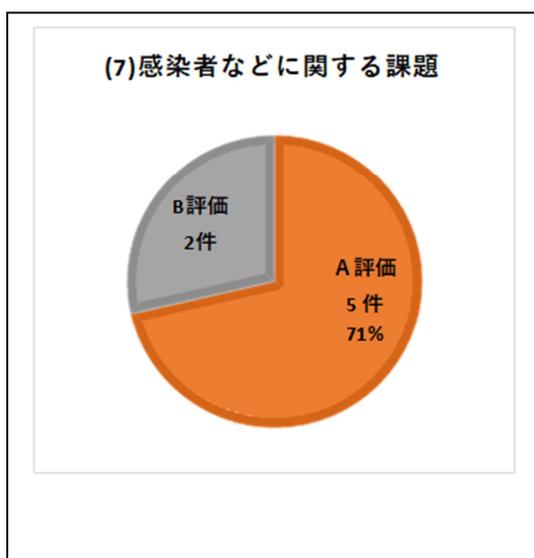
そのような中、人権課題の感染症に関する啓発冊子を配布するなど、正しい知識を伝えることにより、感染予防及び感染者への配慮についての普及・啓発活動に取り組みました。

### ア) 感染症についての正しい知識の普及

広報誌にハンセン病についての正しい理解を促進するための啓発記事を掲載しました。

### イ) 相談窓口の設置

令和2年度に大阪市他主催の「ハンセン病回復者等支援者養成講座」人権推進課職員1名受講、修了証受領。相談体制の強化を行いました。



事業に対する各所管課の自己評価については、相談体制の充実についてA評価でした。市職員における感染症についての正しい知識の普及、啓発講座の開催について、B評価でした。

## (8) 情報化社会における人権課題

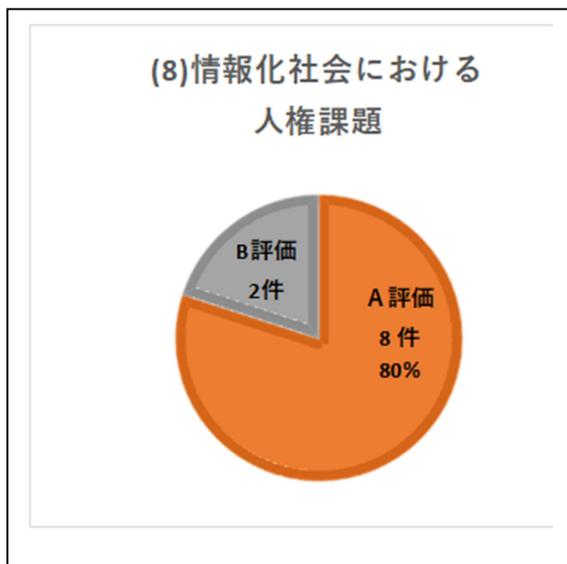
インターネットは、情報の収集や発信、商品の購入など、生活をする上で欠かせないものとして急速に普及しています。しかし、その匿名性、情報発信の安易さから、個人・団体や不特定多数の者を誹謗中傷したり、差別を助長・誘発したりする情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。

このような差別事象の実態把握を行うとともに、情報の発信者がモラルと人権意識を高め、自らの発信する情報に責任を持つことを可能にする情報モラルが求められています。さらには、これらの事象を生み出すインターネットとはどのようなメディアなのかを市民が学び、プラットフォームの課題などについても理解を深める必要があります。そのためには、前提としてインターネット上の情報にとどまらず広くメディアからの情報を市民が能動的に、多角的に吟味して判断し、さらに発信をしていく能力であるメディア・リテラシーを獲得していることが重要です。

### ア) 人権意識の高揚と正しい利用の促進

学校における情報モラル教育の充実において、情報担当者連絡会で、情報モラル教育に関する内容を実施し、情報モラル教育の充実を図りました。各学校毎で作成している情報教育のカリキュラムを見直し、最新の情報に対応したものにしました。

また、人権課題の把握と課題ではインターネット上の人権侵害事象の早期発見に向け、モニタリングを実施しました。



事業に対する各所管課の自己評価については、市民啓発講座の開催、市職員におけるインターネット上での差別事象、人権侵害に関する研修の実施についてB評価でした。

## (9) 性的マイノリティに関する人権課題

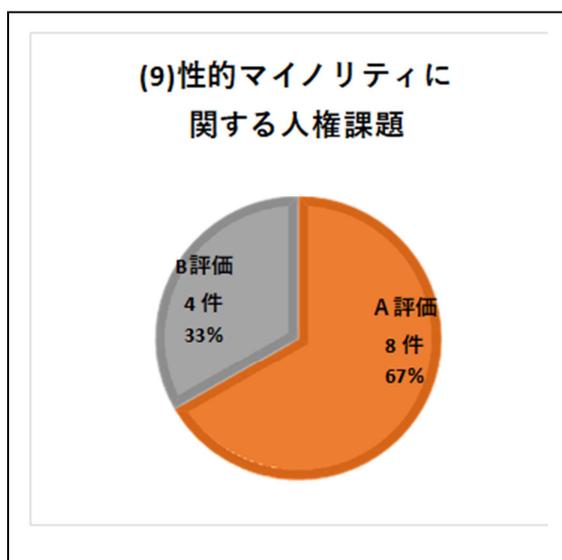
性のあり方は、身体または遺伝子上の性、性的指向（好きになる相手の性別）、性自認（心の性）など、さまざまな要素があります。また、男性・女性のどちらかということではなく、さまざまなバリエーションが存在し、揺れ動き、年齢とともに変化することがあります。2015（平成27）年に、文部科学省が、性的指向や性自認について悩みを抱える児童生徒に対してきめ細やかな対応の実施などを定めた通知を出し、教育現場における取り組みの必要性が高まっています。今後は、多様な性のあり方を当たり前とした社会づくりを一層進めるため、次の点について取り組みました。

### ア) 性の多様性、性的マイノリティへの理解促進

校園所を対象にした人権担当者研修会等において、性の多様性をテーマとした研修を実施し、理解を深めました

### イ) 多様な性が尊重されたまちづくり

性的マイノリティの子どもたちが安心して校園所生活を送れるよう、相談体制を整え、啓発ポスターの掲示などの環境整備を行うとともに、日頃の職員の言動により「相談しても大丈夫だよ。」というメッセージを送り続けるよう、校園所に伝えるようにしています。また、性的マイノリティの子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、校長会・園長会において学校園に指導を行いました。当該児童・生徒がカミングアウトした際の対応についても校園長会等で周知・啓発しています。また、校種間異動の引継ぎ時には、衣服等の配慮等、性の多様性の観点を伝えています。



事業に対する各所管課の自己評価については、正しい理解と認識を深めるための市民啓発講座の開催、市職員・教職員への研修等の取組についてB評価でした。